どちらの答えも X です。

① 歩道では、歩行者を優先させなければいけません。

② 自動車の様に、1回の動作で右折することはできません。

一度、直進し交差点を渡り、右側の信号が青になるのを待って

交差点を渡たり、交差点の右折が完了します。2回の動作が必要

になります。

自転車の危険行為による歩行者の死亡事故も起きています。

危険行為は、14類型有ります。

違反すると、『違反切符』を切られます。

3年で、2回『違反切符』を切られると、受講対象となります。

都内で1回、神奈川で1回、これでも2回となり受講対象です。

この受講は、3時間、5,700円を払い、ルールの学習を

行います。講習を聞くだけではなく、テストや感想文を書かされる そうです。

受講しない場合、5万円以下の罰金になります。

成人からだけではなく、14歳以上に適用されます。

14類型の危険行為

① <u>飲酒運転</u>(酒酔いの場合) 5年以下の懲役又は、100万円以下の 罰金です。

自動車と同じ、『飲んだら乗るな』です。

- ② 信号無視 進行方向の信号が赤の時は止まりましょう。
- ③ **通行禁止違反** 道路標識等で通行が禁止されている場所での 通行です。原則、自転車は車道を通行です。
- ④ 遮断踏切立ち入り 遮断機の下りている踏切に入っては駄目です。
- ⑤ 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)

道路標識で通行可、運転者が幼児の場合、歩道を走る事が出来ます。ただし、歩行者に注意し徐行(確実に直ぐ止まるスピード)する義務があります。歩道をスピードを出して走ると、レッドカードをもらうかも。

- ⑥ 通行区分違反 自転車道があるときは、自転車道を通行します。 ないときは、車道の左側を車の流れと同じ方向に に走ります。逆走は禁止です。
- ⑦ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害 歩行者最優先を心がけ、歩いている人を妨げては だめです。
- ⑧ 交差点安全進行義務違反

信号・標識のない交差点では、優先道路を走る車両が優先されます。自動車と同じです。

9 交差点優先車妨害

優先道路上の直進車や左折車の邪魔をしてはいけない。

- ⑩ 環状交差点での安全進行義務違反 環状交差点(ドーナッツ状で一方通行になっている)に入るときは徐行で進入します。
- ① 指定場所一時不停止違反 「止まれ」の標識や、停止線など、 一時停止する所では、自転車も停止しなければなり ません。
- ① 歩道通行時の通行方法違反 歩道通行可・運転者が幼児で、 歩道を走るときは、車道寄りを徐行し、歩行者の 邪魔をしてはいけません。

① 制御装置(ブレーキ)不良自転車運転

ブレーキが無い、正常に作動しない、前輪、後輪 どちらか片方にしかブレーキが付いていない 自転車で公道を走ると、違反になります。

① 安全運転義務違反 自転車の運転者は、ハンドル、ブレーキ 操作等を確実に行い、他人に危害を及ぼさない様 運転しなければいけません。

携帯電話をしながら、音楽を聴きながら、傘を差しながら、夜間の無灯火などは、NGです。

自転車は車と同じ車両です。ルールを守り、安全運転でお願いします。